

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 令和3年5月25日(火)午後6時30分～午後7時35分
場所 小田原市役所 7階 大会議室

2 出席者氏名

1 番委員 柳 下 正 祐 (教育長)
2 番委員 吉 田 眞 理 (教育長職務代理者)
3 番委員 森 本 浩 司
4 番委員 益 田 麻衣子
5 番委員 井 上 孝 男

3 説明員等氏名

理事・教育部長	北 村 洋 子
文化部長	鈴 木 裕 一
教育部副部長	飯 田 義 一
文化部副部長	尾 沢 昌 裕
教育総務課長	下 澤 伸 也
学校安全課長	鈴 木 一 彰
学校施設担当課長	志 村 康 次
教育指導課長	高 田 秀 樹
生涯学習課長	湯 浅 浩
文化財課長	内 田 文 明
青少年課長	菊 地 映 江
教育総務課副課長(総務係長事務取扱)	濱 野 光 利
教育総務課副課長(放課後子ども係長事務取扱)	石 井 浩
学校安全課副課長(学校施設係長事務取扱)	中津川 博 之
教育指導課指導主事(指導係長事務取扱)	松 澤 俊 介
教育指導課指導主事 (事務局)	岩 立 忠
教育総務課副課長	府 川 雅 彦
教育総務課主査	菊 川 香 織

4 議事

日程第1 議案第18号 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について (文化財課)

5 報告事項

- (1) 青少年の体験交流事業等について (青少年課)
(2) 学校運営協議会委員の任命について (教育総務課)
(3) ステップアップ調査について (教育指導課)

6 協議事項

(1) 小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の策定について (教育総務課)

7 議事

日程第2 議案第19号 令和4年度使用教科用図書の採択方針について (教育指導課)

日程第3 議案第20号 市議会定例会提出議案(令和3年度小田原市一般会計補正予算)に同意することについて【非公開】 (教育部)

8 議事等の概要

(1) 教育長開会宣言

○柳下教育長 本日の出席者は5人で定足数に達しております。

(2) 4月定例会会議録の承認

(3) 会議録署名委員の決定…2番 吉田委員、3番 森本委員に決定

○柳下教育長 それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

本日の日程のうち、議案第20号「市議会定例会提出議案(令和3年度小田原市一般会計補正予算)に同意することについて」は、令和3年6月小田原市議会定例会への提出案件ですので、小田原市教育委員会会議規則第5条第1項ただし書の規定により、これを非公開といたしたいと存じます。

本議案を非公開とする件について、採決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳下教育長 御異議もありませんので、採決いたします。議案第20号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○柳下教育長 全員の賛成により、議案第20号は、後ほど非公開での審議といたします。

(4) 日程第1 議案第18号 小田原市文化財保護委員会委員の委嘱について(文化財課)

○文化財課長 それでは御説明申し上げます。

お手元の資料「小田原市文化財保護委員会委員名簿(案)」を御覧下さい。

文化財保護委員会委員につきましては、文化財保護委員会規則により任期は2年と定められており、令和3年5月31日をもちまして任期が満了いたしますことから、委嘱にあたりましては、同規則により文化財に関する学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱することとなっております。

現委員の皆様は、余人をもってかえがたい学識経験者の方ばかりでございまして、これまで本市の文化財保護行政に深く関わっていただいている方ばかりでございます。

つきましては、これまで専門的な立場から御指導や御助言をいただいていたまいりました現委員10名を再任し、引き続きお願いしたいと考えているものでございます。

以上、名簿にございます各氏におかれましては、いずれも文化財保護委員会委員として実績もあり、適任と考えますので、委嘱いたしたく提案するものでございます。

(質疑)

○吉田委員 委員の再任に反対するという事ではないのですが、文化財保護委員会の議事録を拝見しましたところ、どの委員さんが何の発言をされているのかということが書かれていなくて、教育委員会ですと、吉田委員が何て言ったという記録になっているのです。文化財保護委員会では括弧委員となっていて、個人が特定できるのが、委員長だけだっと思うのですが、これは理由があつてのことでしょうか。

○文化財課長 議事録の件につきましては、文化財保護委員会、それから史跡小田原城跡調査整備委員会の部会に植栽専門部会がありまして、場合によっては委員の発言によって、誹謗中傷を受けるケースが特に今まで植栽専門部会で激しかったこともありまして、内部で管理する会議録につきましては、委員長、副委員長、委員名を全員入れますが、そういった理由からホームページに載せるような公開するものについては、過去にそういったことがありましたので、今まで慣例で委員の名前を伏せているところでございます。

以上でございます。

○吉田委員 議論の中でも二宮尊徳氏の業績について、史実とどう違うかとか、北条氏のことについても歴史的な事について小田原市の記述は違うのではないかとことを述べられている方もいらっしゃったので、そういうこともあるかなと思いながら読ませていただきました。

今の委員のどなたがどの発言というのが分からないのですが、委員会の議事録を見ましたら、とても深いところまでさすが専門家だなと議論されていて、突っ込んだ話もされているので、すてきな委員会だなと思いました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

(5) 報告事項 (1) 青少年の体験交流事業等について

(青少年課)

○青少年課長 それでは青少年課から、「青少年の体験交流事業等について」、本年度の事業概要を御説明いたします。お手元の資料1を御覧ください。

はじめに、項目1 指導者養成研修事業「おだわら自然楽校」でございます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、年度後半からのスタートとなったことから、構成を組み替えて、7講座を開催しました。延べ130人が参加いただきました。参加者数は実数で68人、うち29人が新規の方でございまして、リピーター率は57.4%でございました。

今年度は、7月から、安全・安心に配慮して事業を開始しますが、宿泊講座は中止とします。本講座は、新たな人材発掘と、既に指導者として活躍している方のスキルアップの両面を担うことから、講座ごとにレベルを設定しまして、基礎編は青少年育成に興味のある方が気軽に参加できるようにやや垣根を低くし、中級編は、既に指導者として活動されている方のスキルアップを目的に開催してまいります。

項目2 青少年交流事業「チャレンジ アンド トライ」ですが、昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、開催を中止しました。本事業は、小田原市子ども会連絡協議会に委託して長年実施してまいりましたが、開始から時間が経過し事業として定着してきたことと、コロナ禍において柔軟な企画・運営を図りたいとの団体の意向を受け、今年度からは委託事業ではなく、補助事業として実施いたします。

裏面を御覧ください。

次に、項目3 地域少年リーダー養成講座「きらめきロビンフード」ですが、小田原市青少年育成推進員協議会に委託して実施しております。昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から中止となりましたが、今年度も、既に、中止が決定しております。

次に、項目4 地域・世代を超えた体験学習「あれこれ体験in片浦」ですが、夏休みに片浦地区で開催する2泊3日の宿泊体験学習は、子ども達に大変人気の高い事業ですが、昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から中止となりました。今年度は、プログラムを変更して、夏休みに、1回30人定員の1デイキャンプを片浦地域で2回開催する予定です。

次に、項目5 みんなの夢応援事業ですが、本年度の新しい取組でございます。中学生・高校生を対象に、用意されたプログラムに参加するのではなく、生徒達が自ら考えた課題を設定し、大人に協力してもらいながら達成するプロセスを通じて、子供の参画力育成を目指します。現在、中学生4人、高校生3人の7名が参加してございまして、去る15日にいこいの森でキックオフイベントを開催しました。今後は、夏休みを目途にやりたいことを実施し、秋に振り返りを行う予定となっております。

以上で説明を終わります。

(質疑)

○森本委員 5番のみんなの夢応援事業【新規事業】についてですが、子供たちが自ら課題を設定しとあります。具体的な課題は、出ているのかどうか。その課題に対してどのよ

うな感じで子供たちが対応していくのか。大人の協力ということですが、課題に関連した大人に協力を仰ぐことになるのでしょうか。

○青少年課長 具体的にどのような課題が出ているのかということですが、初めて集まった時にはそれぞれ子供たちが夢を持ち寄っておりますので、キャンプをやってみたいですか、無人島に行ってみたいとか、ユーチューバーになってみたいとか、思い思いのものが出ました。中には、小田原市をPRするような活動をしたいとか、地場産品を考えたいとか、たくさん出ています。今回は全員が出たわけではないので、今週土曜日にまた第2回を開催しまして、順次絞ってできること、できなことも含めて子供たちで絞っていくつもりでございます。こちらの事業ですがシニアリーダーズクラブに委託として出しております、ファシリテーターとしてシニアリーダーズクラブのメンバーがサポートをしております。また、企画を実施する際には場合によっては、地域の企業ですとか、いろいろな経験を持っている大人の方に声をかけて実施していくと思いますので、そういった支援してもらって大人と子供たちとのつなぎ役というところでも、シニアリーダーズクラブさんには期待しているところでございます。

以上です。

○森本委員 例えば企業の支援ということでありましたけれども、その交渉もシニアリーダーズクラブの方がするのでしょうか。子供たちが直接交渉されるのでしょうか。

○青少年課長 参画力の向上を目指しておりますので、基本は子供たちが考えるのですが、中学生・高校生ですので限界はありますので、誰にどういうふうに頼んだらいいのかというところを考えていくのも勉強ではないかと考えております。

以上です。

○益田委員 2点教えてください。1番の指導者養成研修事業の対象が青少年育成、体験活動に携わる、また関心のある高校生以上の方とありますが、だいたい年代的にはどれくらいの方が自然楽校に参加しているのかということと、2番の青少年交流事業が、小田原市子ども会連絡協議会の補助事業に移行すると関わり方がどうなっていくのかということをお教えてください。

○青少年課長 自然楽校につきましては、各回30名となっておりますが、対象者は割とばらばらです。大学生もいられますし、リタイアされた方もいらっしゃるの、かなり幅は広がっております。ただちょっと年配の方が多いかもしれません。

2番目ですが委託事業というのは小田原市に代わってやっていただきますので、小田原市の事業になりますが、補助事業というのは、団体の事業になりますので、市は補助金を支出するという範囲において助言や監督をしていく関わり方になります。

以上です。

○吉田委員 4番の「あれこれ体験in片浦」は宿泊のものだったのを、宿泊を伴わない形式で実施することにしたのですが、3番のほうは宿泊を伴うので中止になったということなのかなと思っていたのですが、3番も宿泊を伴わない形で似たような同じような成果を求めるような活動は検討されたのでしょうか。

○青少年課長 3番につきましては、委託先であります団体といろいろとやり取りをしましたが、きらめきロビンフッドは4回の講座を通して段階的にリーダーシップを育成していくものなので、一番メインになる夏休みのキャンプを宿泊を伴わない形で実施したとしても、十分な効果が得られないので、引き続き今年度も子供たちの安全・安心を考えて中止にさせていただきたいという団体の意向もございまして市として判断しました。

以上です。

(その他質疑・意見等なし)

○柳下教育長 以上で、青少年課が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(関係者以外退席)

(6) 報告事項 (2) 学校運営協議会委員の任命について (教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明いたします。

資料2を御覧ください。

学校運営協議会は、教育委員会の所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として設置されるもので、その委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第2項の規定に基づき、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者等の中から、教育委員会が任命することとされております。

また、同条第3項の規定により、対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができることとされており、従来より、各学校長から推薦を受けて任命することとしております。

このたび、市立小学校25校及び城山中学校の各学校長から、資料に記載の316名について推薦を受けましたので、令和3年4月1日付けで委員を委嘱したものでございます。

なお、学校運営協議会の委員の任免につきましては、平成31年4月1日以降、教育委員会の議決事項ではなく、教育長の専決事項としておりますが、これまでもたびたび委員の人選等について定例会や事務の点検・評価の場等で御意見をいただいておりますことから、報告事項とさせていただくものでございます。

説明は、以上でございます。

(質疑)

○森本委員 スクールボランティアコーディネーターの具体的な仕事内容を教えてください。

○教育指導課長 スクールボランティアコーディネーターにつきましては、学校支援地域本部事業の中に位置付けている方をごさいますて、学校の教育活動において、地域や保護者がスクールボランティアと言う形で学校に入り込んでボランティア活動を行っておりますけれども、そのコーディネートをやっている。各学校1名づつおり、教育委員会で依頼状を出して、少し謝礼金を支払っている。そういう方をごさいます。

○森本委員 新玉小学校や足柄小学校には書いてありませんが、こちらの学校にもいらっしゃるということですね。

○教育指導課長 全小・中学校・幼稚園全てに学校が依頼した方が必ず1名以上はいらっしゃいます。

○吉田委員 全体を見ると女性の比率が少ないと思うのですが、小田原市内の学校運営協議会に限らずいろいろな委員会等で女性の割合を4割にしたいと思っていると市長がおっしゃっていましたが、その辺については学校側にも伝わっているのでしょうか。

○教育総務課副課長 学校側にも伝わっておりますが、協議会の推薦自体も各団体をお願いしているところでして、団体の推薦に対してこちらから意見は言えないということでこのような人選になっております。

○吉田委員 団体に推薦をお願いするときに女性の割合については、言葉添えはしていないのでしょうか。

○教育総務課長 実際に学校長に各団体からの推薦をお願いしておりますが、自治会長さんですと自治会の組織の中でほぼほぼ充て職のような形となっておりますので、女性の自治会長を選んでくださいというのもなかなか難しい中で、個々のそういった方を選べる場面ではお願いすることができることもあると思いますが、なかなかこのような充て職になっている部分でそこまで先方をお願いするのは限界があるのかなと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (3) ステップアップ調査について (教育指導課)

○教育指導課長 それでは、令和3年度から新たな取組としてスタートしました「ステップアップ調査」について御説明いたします。資料3を御覧ください。

1 「経緯」についてです。本市では、これまで全国学力・学習状況調査の結果をもとに児童生徒の学力を把握し、学力向上に向けて取り組んでまいりました。全国学力・学習状況調査における本市の平均正答率は、悉皆での実施となった平成25年以降、おおむね全国平均程度とされる平均正答率の±10%以内にあるものの、平均を下回ることが多い状況でございました。教育委員の皆様にご指摘いただきましてきたように、学力の向上を図るには、児童生徒一人一人の成長の度合いを客観的なデータとして測り、エビデンスに基づいた指導の改善、充実が必要であると考えております。

そのため、児童生徒一人一人の学力の伸びを捉えることができる「ステップアップ調査」をモデル実施することとしました。モデル校に対しては教育指導課が継続的に関わり、授業

改善につながる校内研究や新学習指導要領の求める資質・能力を身につける学びのあり方についての研究を進めていきます。

2「ステップアップ調査について」です。(1)目的です。児童生徒一人一人の学力を伸ばす教育を推進するため、児童生徒の学力や学習に関する事項等を把握し、指導の工夫改善を図ることです。

(2)特徴です。この調査は埼玉県が平成27年から実施している調査方式です。少しずつ全国に広がっており、現在では約1割の学校で行われています。小学校4年生から中学校3年生まで継続して調査することで、児童生徒一人一人の学力の伸びを見ていくもので、同一の児童生徒に実施した学校・学級での指導の結果を学力の伸び、学力の経年変化で検証するものです。

児童生徒の非認知能力や学習方略にも注目しており、また、PISAと同様の調査手法により、問題に難易度を設定しており、学力を学力のレベルとして捉えることができることが大きな特徴です。ここでカラー刷りの別紙資料の裏面を御覧ください。この資料は、本調査を保護者に説明するために作成したものです。児童生徒に提供される個人票には、①学力のレベル、②学習に関するアドバイス、③教科の領域別正答率、④全体の正答率分布図などが記載されます。

また、児童生徒の学力のレベルは、右側の例として示しているように、毎年の結果が赤いラインで示され、学力の伸びが一目でわかるように工夫されています。

資料の1ページにお戻りください。(3)対象です。今年度から令和5年度までの3年間、モデル校として泉中学校区、酒匂中学校区の計6校を指定して行います。

この2中学校区を指定したのは、ステップアップ調査の特徴として同一の児童生徒を継続して調査をするため、小学校を卒業した児童が同じ中学校に進学すること、そしてある程度の学校規模の大きさがあることからです。

(4)調査内容です。児童生徒に関する調査では、小学校4年生から中学校3年生までの児童生徒に対して国語、算数・数学、質問紙の調査を行います。今年度は学力の伸びが見られないこと、全国学力・学習状況調査が実施されることから中学校3年生での実施はしておりません。学校及び市町村教育委員会に対する調査も行います。

(5)スケジュールです。今年度は学力の伸びはわかりませんが、調査結果から分かる児童生徒の学力や学習状況を指導に活用していきます。4月にすでにモデル校6校で調査を実施しております。今後、8月下旬に調査結果が出る予定です。個人結果票を児童生徒に配付するとともに、調査結果を児童生徒の指導に活用していきます。その際、調査結果の見方や活用の仕方について各校で研修を行う予定です。令和4年度からは学力や学習状況の伸びがみられるため、変化の大きい学校、学年の取組について検証し、児童生徒の学びを充実させる実践を行っていきます。令和5年度も同様に検証・実践行いながら、本調査の有効性についても検証し、令和6年度以降の実施の在り方について検討をまいります。

なお、経緯でもふれましたが、この取組を進めるにあたって、モデル校を「新たな学び」研究推進校として、教育指導課が調査の活用や校内研究、ICT活用などについて継続的にサポートしてまいります。

(6) その他です。本調査を行うにあたり、文部科学省総合教育政策局調査企画課教育DX室室長補佐、大根田頼尚氏に助言をいただきます。また、調査の実施に係る資材の準備、採点、集計は委託業者が行います。なお、本調査は埼玉県で「学力・学習状況調査」として行っていますが、全国学力・学習調査と区別し、児童生徒一人一人の成長を大切にする調査であることがわかるよう、本市では「ステップアップ調査」という名称としております。

以上、ステップアップ調査についての説明といたします。

(質疑)

○益田委員 ステップアップ調査という名前がついておりますが、アップするだけではなく、ダウンすることも考えられると思います。そういう時にやはり担任の先生が変わったり、同じ先生が3年間担任を持つわけではないので、下がった上がったというのも必ず出てくると思うのです。その時に、下がった時の先生でしたり、下がった時の子供たちの対応等々、上がるばかりではないということも着目してやっていってほしいなと思いますのでよろしく願いいたします。

○井上委員 関連付けたことなのですが、レベルアップをしていくのかということ、学年が上がってくことで内容も難しくなってくるので、必ずしも一人のお子さんがレベルが上がってくるという形が必ずしも見られないのではないかと1点あります。下がってくるということも当然あります。

まずは、全国学力・学習状況調査の結果を見て、この平均正答率の高い学校と低かった学校とそういう関係でステップアップの学習調査と、形と、どう違うと捉えているのかということをお聞きしたいなと思います。こういう結果が出ている中で、どこの学校が良くできていて、できていない正答率が低い学校が何が違うのかということをしっかり捉えられているのかということですね。その辺をふまえて、ステップアップ調査も関連付けて調査をしていくのならそれで良いと思うのですが、そうではないモデル校だけでやっていくとその辺が十分に関連づけて調査の結果として上手くいけるのかなと疑問があるのですが、その辺いかがでしょうか。

○教育指導課指導主事 全国学力・学習状況調査の結果も学校ごとに教育委員会としては把握をしているところです。それをもとに各中学校区をまわって、結果をもとに学力向上についての会をこれまでも持ってまいりました。ただ、全国学力・学習状況調査の点数が高い、低いというのも様々な要因があって、指導の結果、例えばこういう指導をしたからこの部分が高くなったというような、指導と子供たちの伸びが必ずしも一致するものではないということがありました。調査を受けるお子さんが毎年変わってきますので、そういったところは見づらいということはありません。ステップアップ調査を実施することによって、同じお子さんを継続して見ていくことができる。伸びを見ていくことができますので、こういった指導がこの子にこの学級に有効であったのではないかとということが分かる調査ですので、今回このステップアップ調査を実施するものとなります。

○井上委員 ステップアップの調査をやるにあたって、例えば受ける側と指導する側で3年間変わらないということはありますか。ではないと調査にならないと思います。指導者が変わった場合には、またそこで変わってくるのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

○教育指導課指導主事 必ずしも次の年に同じ担任ですとか、同じ教科担任になるということにはならないとは思いますが、今回の調査の結果、様々なデータとして学校のほうに届きますので、それを活かしてどういった指導がこの子達に有効なのかというのは学校で把握して、継続的な指導ができるものと考えております。

○井上委員 もう一つ。学力や学習状況の伸びから変化の大きい学校で学年の取組について検証し、学びを充実させ、実践をすると書いてあります。この「実践」とはどのような実践を考えていられるのでしょうか。

○教育指導課指導主事 調査の結果が8月下旬ごろに出てまいります。まずはその結果の見方ですとか活用の仕方について各校で検証を行いたいと考えております。それを日々の実践に活かしていただくことと、各学校、校内研究を行っておりますので、研究の中で子供たちに確かな質の能力をつけるためにはどうしていったらいいのかというのをこの調査で活用していただきたいと考えております。

○吉田委員 ステップアップ調査は神奈川県の中でいくつもの学校が行っているということでしょうか。いくつもの市が取り扱っているというものなのでしょうか。

○教育指導課指導主事 これまで神奈川県でやっているところはなかったのですが、今年度から小田原市と秦野市が実施をしております。

以上です。

○吉田委員 そうしますと一番裏面のところに県全体の正答率分布とありますが、県でやるのかなと思ってしまったのですが、これは、今回は2市の合計が出てくるような感じでしょうか。

○教育指導課指導主事 結果ですけれども、埼玉県で使っているものの例になりまして、こちらが神奈川県のものになるのか、それとも埼玉県の平均が入ってくるのかそこまでは確認ができていないところでございます。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 協議事項 (1) 小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針の策定について

(教育総務課)

○教育総務課長 それでは、御説明いたします。

資料4でございますが、指針(案)の説明の前に、前回の定例会後に委員の皆様からいただいた御意見について御説明しますので、添付資料を御覧ください。

前回の定例会以降ですが、井上委員から、園児数の最低基準について、1学年の園児数は20人、1園の園児数は40人と示す方が分かりやすい、という御意見と、公立幼稚園の統廃

合だけでなく、子育て世代のニーズに応えるために認定こども園への移行が急務ではないかとの御意見を頂戴いたしました。

園児数の最低基準については、他の委員からもこれまでの定例会の中で同様の御意見をいただいたところがございます。指針（案）については後ほど詳しく御説明しますが、今回は、適正規模としている1学年20人を1人でも下回ったら即対策を講ずるのではなく、15人としつつ、今後の状況に応じて指針の見直しをすることを明記するかたちで、今後につなげさせていただきたいと考えております。

また、認定こども園の新設についての御意見につきましては、現在、市子ども青少年部を中心に事業を進めております橘地域における認定こども園整備を進めているほか、子ども・子育て支援事業計画等の中で検討していくことになろうかと考えております。

それでは、指針（案）に移りたいと思いますので、指針（案）を御覧ください。

前回からの修正箇所を中心に御説明いたします。

まず、「1指針の目的」の部分でございますが、第2段落を追加し、園児数の現状を文章表現することといたしました。内容としては、市立幼稚園の園児数が6年間で半数以下となっていること、今後も減少傾向が続くと考えられることを、記述しております。

次に、2ページ裏面を御覧ください。

項番4の「指針の施行」に「及び見直し」を加え、第2段落を追加しました。内容としては、前回いただいた御意見を踏まえ、「小田原市教育委員会は、今後の本市の教育環境を取り巻く状況等を勘案し、必要に応じてこの指針について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」といたしまして、今後の状況によって必要な見直しを行う旨を明記したものでございます。

その他若干の字句の調整をしております。内容的には大きな変更はございません。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本日をもっていったん指針（案）をまとめさせていただき、6月9日に市議会厚生文教常任委員会に報告した上で、保護者への説明、パブリックコメント等により、広く意見を聴取してまいりたいと考えております。

その結果を踏まえ、8月の定例会において、指針の最終案について議決いただきたいと思いますと考えております。

説明は以上です。

(質疑・意見なし)

(9) 日程第2 議案第19号 令和4年度使用教科用図書の採択方針について

(教育指導課)

○教育指導課長 それでは御説明します。

まず、議案資料の説明に入る前に経緯ですが、中学校の教科用図書については、令和2年度に採択替えを行いましたので、本来は令和3年度からの4年間同一の教科書を使用することとなっています。しかしながら、社会（歴史的分野）において1年後に文部科学省の検定を合格し、新たに発行することになった教科書が1者あることから、3月に文部科学省から

「その種目に限り採択替えができること」「採択替えを行うか否かは採択権者によるべきものであること」「県教育委員会が行う新たに発行されることになった図書についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられること」という旨の通知が送付されました。

このことを踏まえ、令和4年度使用教科用図書の採択方針を次のとおりとしましたので、御説明申し上げます。1枚目を御覧ください。

1 令和4年度使用教科用図書採択について3点です。

1点目、小学校及び中学校において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、文部科学省の検定を経た「教科書目録（令和4年度使用）」に記載されているものとします。

2点目、まず、小学校については、無償法第14条の規定に基づき、令和元年度に採択した教科書と同一のものを採択することとします。中学校については、無償法第14条の規定に基づき、令和2年度に採択した教科書と同一のものを採択することとします。先ほども説明しましたとおり、社会（歴史的分野）については、2に掲げる教科用図書採択基準に従って採択することとします。

特別支援学級については、児童生徒の障がいの種類や発達の状態等に鑑み、最もふさわしい内容のものを採択することとします。

3点目、採択の公正確保、開かれた採択の実施等、静謐な採択環境の確保について示してあります。

次に2 教科用図書採択基準については、3点です。

1点目、各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」並びに令和2年度における採択の理由、検討の経緯及び内容等を踏まえて、採択する。

2点目、採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。

3点目、児童生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択する。

以上3点でございます。

採択の流れにつきましては、まず別紙2を御覧ください。従来の採択替えでは教科用図書採択検討部会、調査会による調査研究となりますが、それらは実施せず、県教育委員会の調査研究資料を参考にします。そして令和2年度における採択の理由、検討の経緯及び内容等を踏まえて、スケジュールにありますとおり、最終的には7月27日の教育委員会定例会での協議により、令和4年度使用教科書を採択するという手順で進めてまいります。

なお、6月11日から6月30日まで、教科書展示会が小田原合同庁舎において開催される予定です。

これで、説明を終わります。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

○柳下教育長 以上で、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしました。会議を非公開とする前に、その他として、委員、又は事務局から何かありますか。

(「なし」という声あり)

○柳下教育長 無いようですので、これより非公開といたします。関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外退席)

(10) 日程第3 議案第20号 市議会定例会提出議案(令和3年度小田原市一般会計補正予算)に同意することについて【非公開】 (教育部)

○教育部副部長 それでは御説明します。

市議会6月定例会へ提出する補正予算案につきまして、市長から意見を求められましたので、原案に同意する旨、意見の申出をするものです。

議案書をおめくりいただき、資料1ページ「令和3年度小田原市一般会計補正予算概要」を御覧ください。

歳入については、関連する歳出で御説明します。

このたびの補正予算では、歳出の1段目、小学校費では遊具製作設置委託料を、2段目の幼稚園費では園務システム導入費を計上したものでございます。

詳細について御説明いたしますので、資料2ページ「大窪小学校遊具整備について」を御覧ください。

はじめに、「1 経緯」でございますが、令和3年1月の定例会で御説明しましたが、匿名の方から母校である大窪小学校の教育環境の充実に役立ててもらいたいとの御趣旨で500万円の御寄附をいただき、令和2年度3月補正予算の歳入として計上いたしました。寄附者には、令和3年度に執行する旨の御了解をいただき、学校で用途を検討した結果、グラウンドに遊具を新設することとしたものでございます。

次に、「2 事業概要」でございますが、(1)設置遊具としては、「コンビクライミング 1基」、「据え置き式吊り橋 3基」、「トンネルネット 1基」を整備いたします。

(2)設置予定場所は、グラウンドの南西側で、「(3) 予算額」は、御寄附と同額の500万円でございます。

なお、(4)使用開始時期は、令和3年10月頃を予定しております。

次に、資料3ページ「公立保育所・幼稚園園務システム導入事業について」を御覧ください。

この事業は公立保育所と合同で進めるため、資料では公立保育所の事業についても記しております。公立幼稚園では、緊急時の迅速な保護者連絡、保護者との保育内容の共有、職員負担軽減による園児と向き合う時間を確保などが必要となっていることから、公立幼稚園

6園に園務支援システムを導入し、幼児教育・保育の質の向上に向けた環境の改善を図るものでございます。

初めに、「1目的」でございますが、「(1) 保護者との連絡体制の強化」として、携帯アプリの活用、「(2) 職員の事務負担の軽減」として、各種の指導計画等の電子化による入力作業の効率化、「(3) 幼児教育・保育の質の向上」として、これまで以上に写真等を活用し、保護者と保育内容の共有化を図ってまいります。

次に、「2事業費」でございますが、2段目の幼稚園の欄のとおり、235万3千円で、内訳は欄外に記載のとおり、端末購入費、初期費用、回線・システムの使用料となっております。なお、財源としては、県の幼稚園園務改善費補助金153万3千円を予定しております。

次に、「3スケジュール」でございますが、補正予算成立後の7月以降、システムの選定や契約事務を進め、11月に保護者連絡等の簡易な機能から利用を開始し、令和4年4月から全面的な運用ができるよう、職員研修など準備を進めてまいります。

以上で、補正予算案について説明を終わらせていただきます。

(質疑)

○益田委員 大窪小学校の遊具についてですが、匿名の方ということなので、よく寄贈を受けた場合は遊具に令和何年寄贈とか書いてあったりしますが、これは匿名なのでそれはしないで設置するというのでしょうか。

○学校施設担当課長 今のところは、お名前は記さないという方向で考えております。

○益田委員 だとすると突然このようにたくさんの遊具が校庭にできるという地域にとっても地域にとってもどこからこのお金きたんだろうと思うところですが、他校に知られた場合、大窪小学校だけどうしてみたいな心配はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○学校施設担当課長 個人のお名前は伏せますが、卒業生の方からの御寄附があったということは、これはお伝えしても差し支えないのではないかと考えております。

以上でございます。

○益田委員 お伝えしたほうが良いと思います。

○井上委員 幼稚園の園務システムの導入についてですが、導入時期に初期費用だとか設定費用がかかるとは思いますが、その中に毎年ランニングコストがかかるとは思うのですがこの辺の費用はどのようになっていますでしょうか。

○教育総務課副課長 ランニングコストですが、5ヶ月で約100万円程度と考えております。

○井上委員 5ヶ月で100万というのは。これは全園ですか。

○教育総務課副課長 端末購入費が約80万円くらいだと考えております。初期設定費用が60万円くらいと考えておまして、回線システムの使用料が5ヶ月間で90万円から100万円かかる計算であり、年間にすると約200万円と考えております。

○柳下教育長 毎年かかるということですか

○教育総務課副課長 それに応じた金額がかかるということになります。

○吉田委員 園務システム導入についてですけれども、園の先生方の受け止めはどのような感じか教えてください

○教育総務課副課長 このシステムを入れるにあたりまして、主に幼稚園長に対して説明をしたところ、年齢もありますが、新しいことに対して若干の抵抗というか拒否感というのがあったのは事実ですが、今、手作業で行っていることがこのままで良いのかとの思いもあるようで、新しいことにチャレンジしていきたいと感じていると教育委員会では把握しております。

矢作幼稚園で実証実験を行っておりましたが、ここに書かれているような指導案、帳票類の変更まではハードルが高いと考えておりますが、初期導入である保護者と連絡、連絡体制の強化について、有用性を感じているという意見がありました。

○吉田委員 時代の流れで入れていかねばならないものだと思いますので、導入の初年度はかなり混乱するというように導入したところは聞いておりますので、先生方も大変かなと思いますが、これからに向けては若い保育者が、仕事を継続できるように必須のものかなと思いますので、ぜひ公立園から初めて私立園でも取り入れられるところは取り入れたら良いなと思います。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決確定

9 教育長閉会宣言

令和3年6月25日

教 育 長

署名委員（吉田委員）

署名委員（森本委員）